

排出事業者の皆様へ

産業廃棄物の処理と方法

「日本一の環境立県くまもとづくり」に向けて



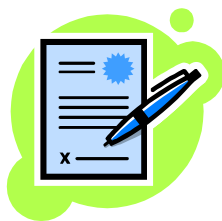
熊本県環境生活部廃棄物対策課

排出事業者が産業廃棄物を委託処理する際の注意事項

○ 排出事業者責任について

産業廃棄物を処理する責任は、その産業廃棄物を排出した事業者にあります。事業者は自社が排出する産業廃棄物を、責任をもって処理しなければなりません。この考え方を、「**排出事業者責任**」といいます。

では、事業者が、自社が排出する産業廃棄物を、責任をもって処理するというのは、具体的にどういうことなのでしょう。その点について廃棄物処理法は、次のように定めています。

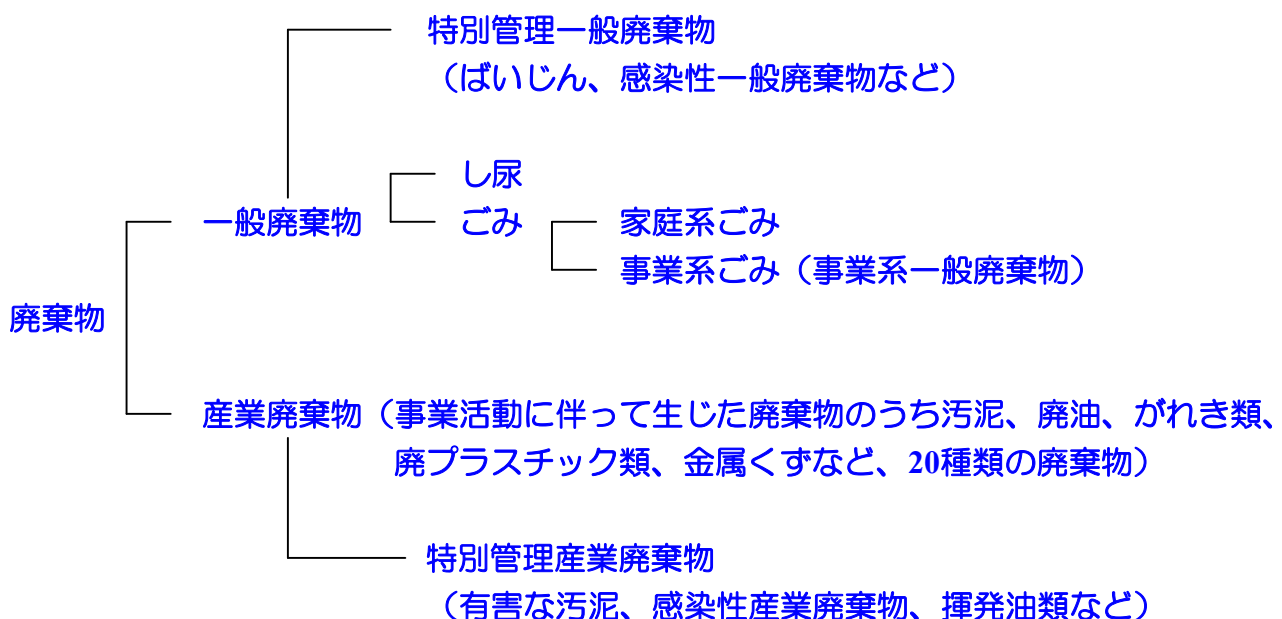


事業者自ら産業廃棄物を処理する → **自己処理**

事業者が「産業廃棄物処理業者」に産業廃棄物の処理を委託する → **委託処理**

通常産業廃棄物の処理は、メーカーなどの排出事業者から産業廃棄物処理業者に委託されて行われますが、これまで長い間、委託契約を交わした後は責任が排出事業者から産業廃棄物処理業者に移ると言われてきました。しかし現実的には不法投棄が減少しないことから廃棄物処理法を改正し、排出事業者責任を徹底していくこととなりました。とくに 2000 年改正では、排出事業者に最終処分までの確認などを求めており、場合によっては注意義務違反で措置命令なども掛けられるようになりました。

○ 廃棄物の分類



○産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど
	②汚泥	工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの
	③廃油	潤滑油、洗浄用油などで不要になったもの、廃溶剤
	④廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などすべての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄くず、切削くず、スクラップなど
	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず
	⑩鉱さい	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい（スラグ）、キューポラのノロ、ボタなど
	⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片、レンガの破片
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る）、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
	⑭木くず	建設業（紙くずに同じ。）、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの
	⑮繊維くず	建設業（紙くずに同じ。）、繊維工業（衣服その他繊維製品製造業を除く。）から排出される天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食料品製造業などから生ずる醸造かす、のりかす、魚のあら
	⑰動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における固形状の不要物
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体
	⑳13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記のいずれにも該当しないもの（コンクリート固形化物など）



廃棄物の種類をしっかりと理解
しましょう！

○委託契約書

委託契約書に含まなければならない事項

- ①廃棄物の種類・数量
- ②処理業者の事業範囲（許可内容・処理方法・品目）
- ③運搬の最終目的地（収集運搬の委託）
- ④処分（又は再生）場所の所在地及びその方法及び施設の処理能力（処分の委託）
- ⑤最終処分の場所の所在地、その方法及び施設の処理能力
- ⑥適正な処理のため必要な下記の情報提供に関する事項
 - ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ・他の廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項
 - ・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ⑦業務終了時の処理業者から排出事業者への報告に関する事項
- ⑧委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項
- ⑨収集運搬業者と処分業者が異なる場合、それぞれの氏名又は名称
- ⑩積替・保管施設経由の有無と施設所在地、保管出来る廃棄物の種類（収集運搬）
- ⑪安定型産業廃棄物を委託する場合、積替・保管施設において他の廃棄物と混合することの許可等に関する事項
- ⑫委託者が受託者に支払う料金
- ⑬委託契約の有効期間
- ⑭支払方法
- ⑮契約に違反した場合の措置

※委託契約書には、収集運搬業者及び処分業者の許可証の写しを添付しなければならない。

○再委託の禁止

再委託は原則として禁止されています。

- ・再委託とは、排出事業者と当初に委託契約を結んだ者（受託者）が、自ら当該委託業務を行うことができなくなった場合に、他の者に業務を行うよう委託することです。
- ・再委託が原則として禁止されているのは、再委託が（特別管理）産業廃棄物の処理についての責任の所在を不明確にし、不適正処理を誘発するおそれがあるからです。
- ・はじめから再委託することや、安易な再委託は認められていません。

○産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

産業廃棄物処理業者に廃棄物を引き渡す際には「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付しなければなりません。

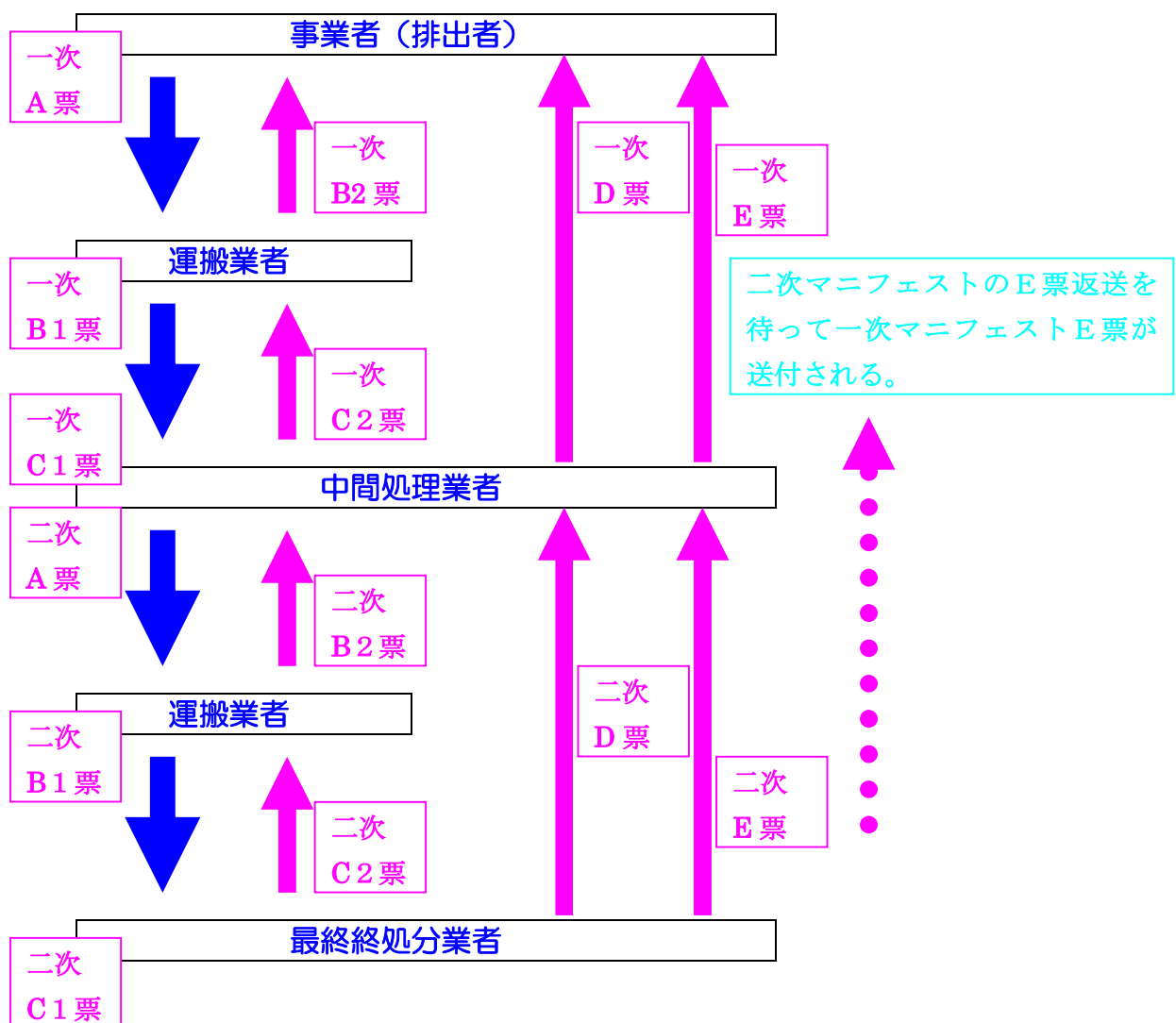
なお、毎年6月30日までに前年度のマニフェストの交付状況等を知事に報告しなければなりません。

※電子マニフェストを利用している場合は、情報処理センターから知事に報告されるので個別の報告の必要はありません。

また、マニフェストの写し（B2,D,E票）が返送されないときは、必要な措置を講じ、その結果を知事に報告しなければなりません。

返送期限 収集運搬、中間処理：90日（産業廃棄物）、60日（特別管理産業廃棄物）
最終処分：180日

☆ 熊本県は、通常のマニフェストに加え、K票を使用しており、K票については、処分業者から県に送付することになっており、マニフェストのデータ管理を行っています。



○マニフェスト記入例

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票			
交付年月日	平成 21 年 ○月 ×日	付番号	28006603623
排出事業者	氏名又は名称及びコード番号 凸凹精機(株)	事業場	名称 □□工場
	住所 〒 123-4444 電話番号 045-111-2222		所在地 〒 234-5555 電話番号 045-222-3333
	熊本県○○市××町 1-2-3		熊本県○○市××町 4-5-6
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 1300 ゴムくず・繊維くず <input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害) <input checked="" type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)		5001
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 1400 鉱さい <input type="checkbox"/> 7100 強酸 <input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)		ドラム缶(3本)
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)		産業廃棄物の名称及びコード番号 機械洗浄油
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 7410 PCB等		有害物質等及びコード番号 トリクロロエチレン
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 4000 動物系厨芥不要物 <input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥		焼却
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず <input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)		備考・通信欄 揮発性、マスク・手袋着
中間処理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり		
最終処分の場所	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり		
運搬委託者	氏名又は名称 (株)△△サービス	運搬先の事業場	名称 (有)○○クリーン処理
	住所 〒 222-3456 電話番号 044-555-6666		所在地 〒 111-2345 電話番号 048-222-3333
	熊本県○×市○×町 1		熊本県△△市××町 1-2-3
処分委託者	氏名又は名称 (有)○○クリーン処理	積又又は保管	名称
	住所 〒 111-2345 電話番号 048-222-3333		所在地 〒
	熊本県△△市××町 1-2-3		
運搬担当者	氏名	受領印	運搬終了年月日 平成 年 月 日
処分担当者	氏名	受領印	処分終了年月日 平成 年 月 日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあらずして委託契約書記載の番号) 許可番号		
(直行用) 発行元: 社団法人 熊本県産業廃棄物協会 監修: 社団法人 全国産業廃棄物連合会 R100			
照合確認		B 票 平成 年 月 日	
		D 票 平成 年 月 日	
		E 票 平成 年 月 日	

注意点

- ・事業者(排出者)は、廃棄物の種類ごと及び行き先(処分事業場)ごとにマニフェストを交付する。
- ・廃棄物の重量または体積(t)、キログラム(kg)、または立法メートル(m³)、リットル(l)等の単位とともに記入する。
- ・運搬終了年月日については、運搬終了日を記入。
例: がれきを中間処理施設に持ち込んだ日 = 運搬終了日
- ・処分終了年月日については、中間処理終了日を記入。
例: がれきを破砕して製品化した日 = 処分終了日
製品化して売却した日 = 最終処分終了年月日
- ・最終処分を行った場所については、売却の場合、売却先を記入。
- ・マニフェストの保存(保存期間は5年間)

- ・事業場については、現場の市町村名を記入。（工事名だけの場合が多い。）
- ・A～K票まではっきり記入すること。（K票に記入された文字が薄い場合が多い。）
- ・排出事業者コード番号を記入すること。（不明な場合は、廃棄物対策課へ確認。）

○廃棄物処理法違反

罰則	内容	刑罰
投棄禁止違反	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金又はこの併科
焼却禁止違反	何人も法で定める方法による場合を除き廃棄物を焼却してはならない	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金又はこの併科
委託基準違反	無許可業者等へ廃棄物の収集運搬ないし処分を委託すること	5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金又はこの併科
再委託禁止違反 委託基準違反	政令で定める委託基準に従わずに、廃棄物の処理の委託・再委託を行うこと	3年以下の懲役 300万円以下の罰金又はこの併科
管理票交付義務違反 記載義務違反・虚偽記載	産業廃棄物管理票の不交付・記載漏れ・虚偽記載を行うこと	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
管理票写し保存義務違反	送付されてきた産業廃棄物管理票の写しを保存しないこと（5年間）	
虚偽管理票交付	収集運搬ないし処分を受託していないものに関する産業廃棄物管理票を虚偽記載・交付すること	
法人等に対する 両罰規定	法人等にあつて、その法人の従業員等が、その法人の業務に関し、上記の違反行為をしたときは、行為者に対して罰則を適用するほか、法人に対しても罰金刑を科す	※の場合、3億円以下の罰金刑 ※※の場合、各本条の罰金刑



法人の従業員が上記違反をした場合は、法人に対しても罰金刑が科されます。

○廃棄物を適正に処理するためのチェックリスト

1 処理業者の選択は適切ですか？

- 許可証（コピー）によって許可品目、有効期限、処理能力を確認した。
- 収集・運搬業者は、現場と処分先の両方の都道府県知事（政令市長）の許可を有している。
- 処理施設を確認し、管理状況等が適切であることを確認した。
- 処理料金は適切である（地域の一般的料金に比べ極端に少な過ぎない）。
- 委託処理後にも処理業者の処理施設を訪問し、適切に処理されていることを確認した。

2 委託契約は適切ですか？

- 収集・運搬業者との委託契約書がある。
- 処分業者との委託契約書がある。
- 委託契約書には処理業者の許可証のコピーが添付されている。
- 記載事項は全て正確に記入されている
(契約日、契約期間、廃棄物種類・数量、金額、中間処理の場合処理後の処分先、等)

3 マニフェストの管理は適切ですか？

- 産業廃棄物を搬出する都度、マニフェストを発行している。
- 記載事項は全て正確に記入している（日付、廃棄物種類・量、処分方法、等）
- 処理業者からは、B2 票、D 票、E 票が期限内に戻っている。
- 現場には A 票、B2 票、D 票、E 票が全てそろっている。
- E 票には、最終処分先及び最終処分終了日が記入されている。
- マニフェスト（保存期間は 5 年間）の保存方法が社内で決まっている。
(電子マニフェストの場合)
- 産業廃棄物の引き渡し後、3 日以内に登録している。
- 運搬及び処分の終了日から 3 日以内に報告があることを確認している。



※注意：これらの事項を確認していない場合、排出事業者責任を問われる可能性があります。

○産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付者は、平成20年度から都道府県又は政令で定める市の長に報告が必要になりました。

対象者	事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）で、産業廃棄物管理票を交付した者
報告単位	産業廃棄物を排出する事業場ごと
報告内容	前年度の4月1日から3月31日の1年間の交付状況
提出期限	毎年6月30日まで
報告先	産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する保健所最後のページに記載しています。 (なお、熊本市内に事業場を有する事業者は熊本市)

※様式については、県庁のホームページからダウンロードすることができます。

様式第三号(第八条の二十七関係)

記載例

熊本県知事 様

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成19年度)

報告書の提出日を記載します。

平成20年6月30日

報告者の法人名、代表者名
住所、電話番号を記載します。

報告者
住所 熊本県〇〇市〇〇町1-2-3
氏名 〇〇株式会社 代表取締役 熊本 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 096-〇〇〇-〇〇〇〇

事業場の名称、住所、電話番号を
記載します

事業場の名称 〇〇株式会社 〇〇製造工場
事業場の所在地 熊本県〇×市〇〇町4-5-6
電話番号 〇〇〇-△△△-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成19年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇製造工場				業 種	食料品製造業			
事業場の所在地	熊本県〇×市〇〇町4-5-6				電話番号	〇〇〇-△△△-〇〇〇〇			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	5	3	123456	(株)〇〇商会	〇〇市〇〇町1234	065432	××クリーンセンター	
2	廃油	0.4	2	012345	〇×運送(株)	〇〇市〇〇町1235	006543	〇〇産業(株)	
3	動植物性残さ	100	50	001234	(有)△□商店	〇〇市〇〇町1236	000654	□□商会(株)	
4	廃酸(廃強酸)	0.5	1	000123	□×(有)	〇〇市〇〇町1237	000065	(株)〇〇リサイクル	

備考

- この欄に記載します。(トンに換算してください。)
- 同様に記載しないようにしてください。(トンに換算してください。)
- 産業廃棄物の種類を記載します。同じ種類であっても、処理業者が異なる場合はそれぞれ分けて記載します。
- 産業廃棄物の運搬先を記載します。
- 運搬先の住所と同一の場合は、記載不要です。

(日本工業規格 A列4番)

○多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等（廃棄物処理法）

① 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

対象者：前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者

様式：産業廃棄物処理計画書

② 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

対象者：前年度に産業廃棄物処理計画を提出した事業者

様式：別添2 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

③ 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画

対象者：前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者

様式：特別管理産業廃棄物処理計画書

④ 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

対象者：前年度に特別管理産業廃棄物処理計画を提出した事業者

様式：特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

提出期限：6月30日

提出場所：排出事業場の所在地を管轄する県保健所衛生環境課

提出部数：2部

※ 詳細については環境省ホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=2661>

○排出事業者の廃棄物管理計画等（熊本県産業廃棄物指導要綱）

① 廃棄物管理計画について

対象者：次の各号に掲げる事業者（法第12条第7項又は法第12条の2第8項の規定により、各廃棄物処理計画を提出しなければならない者を除く）

- (1) 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業及びサービス業を営む者のうち、年間の産業廃棄物排出量が100トン以上の事業場を設置している者
- (2) 建設業を営む者のうち、年間の産業廃棄物排出量が500トン以上の事業場を設置している者
- (3) 畜産農業（養鶏業を除く。）を営む者のうち、飼養頭数が1,000頭以上（養豚業を営む者にあつては肥育豚換算10,000頭以上）である事業場を設置している者
- (4) 特別管理産業廃棄物排出事業場（医療業にあつては医療法（昭和23年法第205号）に定める病院に限り、その他の事業場にあつては特定有害産業廃棄物排出事業場に限る。）を設置している者

様式：産業廃棄物管理計画

② 廃棄物管理計画実績報告書

対象者：前年度に廃棄物管理計画を提出した事業者

様式：産業廃棄物管理計画実績報告書

提出期限：6月30日

提出場所：排出事業場の所在地を管轄する県保健所衛生環境課

提出部数：2部

詳しくは、県廃棄物対策課、管轄の保健所にお問い合わせください。

保健所名	住所	電話番号
有明保健所	玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184
山鹿保健所	山鹿市大字山鹿465-2	0968-44-4121
菊池保健所	菊池市大字隈府1272-10	0968-25-4135
阿蘇保健所	阿蘇市内牧1204	0967-32-0535
御船保健所	上益城郡御船町辺田見400	096-282-0041
宇城保健所	宇城市松橋町久具400-1	0964-32-1148
八代保健所	八代市西片町1660	0965-33-3198
水俣保健所	水俣市八幡町2-2-13	0966-63-4104
人吉保健所	人吉市寺町12-1	0966-22-3107
天草保健所	天草市今釜新町3530	0969-23-0172
県廃棄物対策課	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2278

連絡先、様式のダウンロード、さらに詳しい情報はホームページを御覧ください。

<http://www.pref.kumamoto.jp>